

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項  
第 7 号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

(あて先) 金沢市長

住 所  
会 社 名  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印

私は、 \_\_\_\_\_ (以下、「a 金融機関」という。)[注 1] が経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っていることにより、下記のとおり、借入の減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 7 号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1. 金融機関からの総借入金残高のうち、 a 金融機関 からの借入金残高の占める割合  
 $(A/B) \times 100$  \_\_\_\_\_ %

A : 年 月 日の a 金融機関 からの借入金残高 \_\_\_\_\_ 千円  
B : 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 \_\_\_\_\_ 千円

2. a 金融機関 からの借入金残高の減少率  
 $(D-C) / D \times 100$  \_\_\_\_\_ %

C : 年 月 日の a 金融機関 からの借入金残高 \_\_\_\_\_ 千円  
D : 年 月 日 (C の前年同期を記入のこと) の  
a 金融機関 からの借入金残高 \_\_\_\_\_ 千円

3. 金融機関からの総借入金残高の減少率  
 $(F-E) / F \times 100$  \_\_\_\_\_ %

E : 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 \_\_\_\_\_ 千円  
F : 年 月 日 (E の前年同期を記入のこと) の  
金融機関からの総借入金残高 \_\_\_\_\_ 千円

[注 1] \_\_\_\_\_ には、経済産業大臣が指定する金融取引の調整を行っている金融機関の名称を記入すること。

[注 2] 申請者のすべての金融機関からの借入金残高が確認可能な残高証明書等を添付すること。

(留意事項)

- ①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ②市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

番号

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

## 直近並びに前年同期の借入金残高明細書

(該当企業) 住 所  
会 社 名  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印

| 貸付種別区分 | 直近 借入金残高   | 前年同期 借入金残高 | 備考 |
|--------|------------|------------|----|
|        | 令和 年 月 日現在 | 令和 年 月 日現在 |    |
|        | 円          | 円          |    |
|        | 円          | 円          |    |
|        | 円          | 円          |    |
|        | 円          | 円          |    |
|        | 円          | 円          |    |
|        | 円          | 円          |    |
| 合計     | 円          | 円          |    |

令和 年 月 日  
上記のとおり相違ありません。

(取扱金融機関) 所 在 地  
金融機関名 \_\_\_\_\_ 印

- 
- 注1. 直近とは、原則として、認定申請日の概ね1ヶ月前までとなります。  
注2. 取引のある金融機関別に作成のこと。  
注3. 金融機関には、政府系金融機関、保険会社を含む。  
注4. 商業手形、支払保証、住宅ローンは、認定申請書に記載する借入金残高には含まれません。(金融機関引受の社債は含まれます。)

(各金融機関の通常の残高証明書でも差し支えありません。)